

国立大学法人山口大学公的研究費不正防止対策室に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人山口大学における公的研究費の不正防止に関する規則（平成19年規則第122号。以下「規則」という。）第12条第1項及び第32条の規定に基づき、国立大学法人山口大学公的研究費不正防止対策室（以下「不正防止対策室」という。）に関し必要な事項を定める。

(室員)

第2条 規則第12条第1項の別に定める室員は、次の職員とする。

- (1) 学術研究部研究推進課長
- (2) 学術研究部産学連携課長
- (3) 総務企画部総務課長
- (4) 総務企画部人事課長
- (5) 財務部財務課長
- (6) 財務部契約課長
- (7) 財務部財務課副課長
- (8) 財務部財務課財務企画係長
- (9) 財務部財務課照査係長
- (10) その他室長が必要と認める者

(不正防止計画の策定)

第3条 不正防止対策室は、研究費の不正使用に関する要因を調査・把握及び体系的に整理し、優先的に取り組む事項を中心とした不正防止計画を策定し、最高管理責任者の承認を得るものとする。

- 2 不正防止対策室は、前項により策定した不正防止計画について、随時見直しを行わなければならないものとする。

(不正防止計画の推進)

第4条 不正防止対策室は、不正防止計画を公表するとともに、不正防止計画の実施を推進し、進捗状況の把握・管理に努める。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策室と協力し、主体的に不正防止計画を実施する。
- 3 不正防止対策室は、不正防止計画への取組みに部局によるばらつきが生じないように、本法人全体の観点から実施状況を確認する。

(不正防止に関する啓発)

第5条 不正防止対策室は、研究者及び関係職員に対して不正防止に関する啓発を実施する。

(不正防止に関する研修)

第6条 不正防止対策室は、毎年度、公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員を対象に不正防止に関する研修を行い、行動規範や不正防止対策に関する方針及びルール等の周知・徹底を図る。

(コンプライアンス意識の浸透度調査及び推進)

第7条 不正防止対策室は、毎年度、第6条に定める研修会開催時に行動規範や不正防止対策に関する方針及びルール等の理解度の調査を行い、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等がないか把握に努めなければならない。

2 前項の調査結果は、速やかに最高管理責任者へ報告するものとする。

3 最高管理責任者は、報告により問題点が発見された場合は、自らの責任により不正防止対策室へ問題点を解決する旨指示するものとする。

(連携)

第8条 不正防止対策室は、内部監査室、監事及び会計監査人と密接な連携を図って、業務を遂行するものとする。

(事務)

第9条 不正防止対策室に関する事務は、財務部財務課において処理する。

附 則

この要項は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年6月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年6月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年6月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。